

事例 8

災害事例シリーズ

電気主任技術者が電気事故防止の力を握っている！

～電気工事があることを電気主任技術者が知らされておらず感電死亡事故になった例～

経 済 産 業 省

九州産業保安監督部電力安全課

電気と九州（R6年7月号掲載）

はじめに

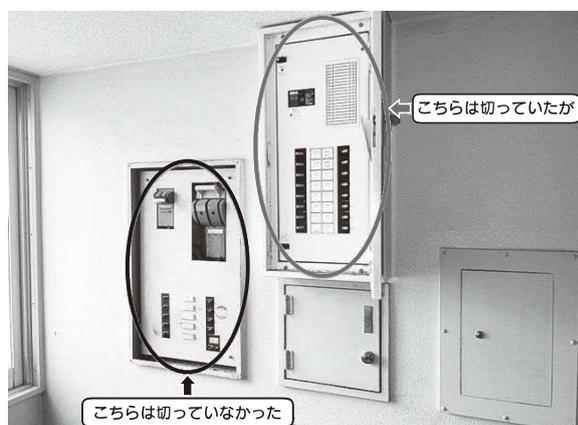
九州管内では、感電等死傷事故が令和5年度に10件発生しました。それらの特徴をみると、「電気工事を行うことが電気主任技術者に事前に共有されていなかった」、「電気工事中に計画の変更の必要があったが、電気主任技術者を含めた十分な検討が行われなかった」というような例が散見されます。

今回は、令和5年度に発生した感電等事故の中から、電気工事を行うことを設置者から電気主任技術者に知らされていなかったために感電死亡事故に至った例を紹介します。

事故の概要

事故が発生した事業場は、電気設備の保安管理を電気管理技術者に外部委託している宿泊施設です。被災者は客室の電気設備の工事を行っていました。

被災者は、分電盤のMCCB（配線用遮断器）を切ったつもりで作業をしていましたが、実際には切れていない室内回線があり、その充電部に触れたために感電してしまいました。



事故の状況

設置者は、増設した客室への省エネスイッチ（入室時にキー付属のスティックを差し込むことにより部屋の照明等が点灯するシステム）の設置工事を工事会社に委託しました。

電気工事は、被災者を含む工事会社の4名で行われました。

被災者は、ユニットバスの天井裏で作業をしていましたが、付近にいた同僚の3名が、被災者が心肺停止状態になっているのに気づき、119番通報しました。

被災者は、レスキューにより作業位置から降ろされ救急搬送されましたが、その後死亡が確認されました。

各客室には、①テレビ、冷蔵庫用、②照明用、③浴室用の3系統の電源があり、作業の際、テレビ、冷蔵庫の回路のMCCBは切られていたものの、残る2系統のMCCBは切られていませんでした。

絶縁監視装置からの警報が、電気管理技術者のスマートフォンへ通知されており、この警報により、電気管理技術者は何らかの電気トラブルが発生したことを覚知し現場へ向かいました。

事故の原因

電気管理技術者は、今回の工事の計画・実施には参画できておらず、助言の機会もなかったことから、室内電源が3系統あることが工事関係者間で共有されていなかったものと考えられます。

なお、電気事業法第42条第4項では、「事業用電気工作物を設置する者及びその従業者は、

保安規程を守らなければならない」とされており、当該事業場の保安規程には、「工事計画を立案するにあたっては、保安に関し、管理技術者の意見を求めるものとする」、「電気工作物に関する工事の実施にあたっては、電気管理技術者の監督を受けてこれを施工するものとする」と規定されていますが、これが遵守されていませんでした。

事故の再発防止策

事故の再発防止策として、設備工事の立案時、電気工事を行う際には設置者から電気管理技術者へ連絡すること、また、電気工事の現場には電気管理技術者が立ち会うことを再確認しました。

おわりに

本件に限らず電気設備の保安に係る事項において、電気主任技術者が関与できていない事故事例が散見されますが、電気保安のプロである電気主任技術者のノウハウを利活用すべきです。

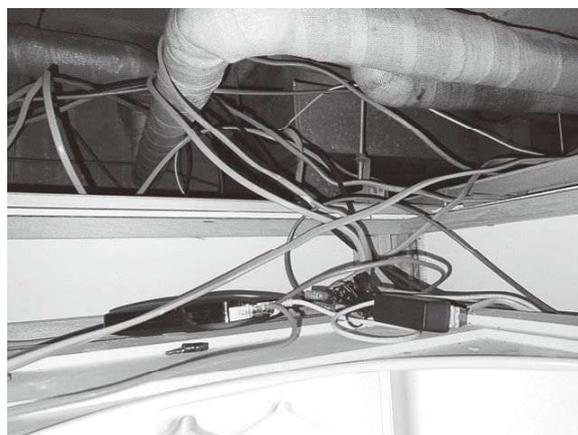
電気事業法で「工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない」としているように、電気主任技術者は、文字通り電気事故防止のカギを握っているのです。

設置者と電気主任技術者が継続的な保安教育を通じて安全意識を共有し、関係法令の遵守や感電防止対策を講じることで感電事故の発生を防止しましょう。

この事例が、そのための一助となれば幸いです。



ユニットバス天井



天井裏作業場所

※当部ホームページの電力の保安では、感電死傷事故をはじめ電気関係事故情報やパンフレット「電気的安全について」などを掲載しておりますので、ぜひご覧下さい。

電気事故関係等を掲載している
九州産業保安監督部のホームページアドレス
<https://www.safety-kyushu.meti.go.jp/denki/jiko.htm>